⑫　障害者割引

イ　割引をする自動車

手帳に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ)　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ)　重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ　割引率

割引率は50パーセント以下とする。

ハ　その他

ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

⑬　割引相互間の適用関係

イ　障害者割引は他の割引と重複して適用しないものとする。

ロ　一の通行がＥＴＣ特別割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引又は休日特別割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑭　企画割引

本道路の料金について、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ　割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ　割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ　実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ　適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ　事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

・「２．⑸　料金の徴収期間」を「２．⑹　料金の徴収期間」に改め、２．⑸を以下のとおりとする。

⑸　その他

⑶割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第35号

中日本高速道路株式会社が平成23年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下､「料金公告」という。)の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年12月28日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

料金公告の変更

・「①ハ」中「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年12月31日まで」に改める。
・「②ハ」中「中日本高速道路株式会社が別に定める日まで」を「平成23年12月31日まで」に改める。

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。))」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第36号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。))」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成23年12月28日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
②海老名市中新田から厚木市山際まで
③八王子市南浅川町から八王子市南浅川町まで
④八王子市南浅川町から八王子市南浅川町まで
⑤八王子市南浅川町から八王子市高尾町まで
⑥八王子市高尾町からあきる野市牛沼まで
新）①高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
②海老名市中新田から厚木市山際まで
③八王子市南浅川町から八王子市南浅川町まで
④八王子市南浅川町から八王子市高尾町まで
⑤八王子市高尾町からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成24年１月１日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成23年阪神高速公告第21号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成24年１月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成23年12月28日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　大橋　光博

記

１．記Ⅰを次のように改める。

Ⅰ　大阪府道高速大阪池田線等に係る料金の額及び料金の徴収期間

〔１〕　料金の額等

１　高速道路の路線名

⑴　大阪府道高速大阪池田線
⑵　大阪府道高速大阪守口線
⑶　大阪府道高速大阪東大阪線